

西坂税理士事務所だより

発行人 税理士 西坂竹美

事務所 熊本市東区沼山津1-9-21
〒861-2102 TEL(096) 214-7101
FAX(096) 214-7102

ヒントヒント

迷ったら シカゴ大学の経済学者スティーブン・レビットがした、迷ったら、「コイン投げ」でという調査では、63%の人がコイン投げの結果に従っていました。ライバウド大学のアプ・ダイクスター・ハウスらの、最も買い得な中古車を選ぶ実験では、情報をゆっくり吟味できるグループよりも、あまり検討する時間がないグループの方が高確率で選びました。情報は集めれば集めるほど、迷ってしまいます。コイン投げも、正解を見つけるものではなく、自分の判断が正しかったと思えるように、その後の行動をしていくことだと教えていました。迷ったらコインでも、勢いでも、パパっと元気に決断を。堀田秀吾明治大学教授(Fole所載)

税務 ミニガイド

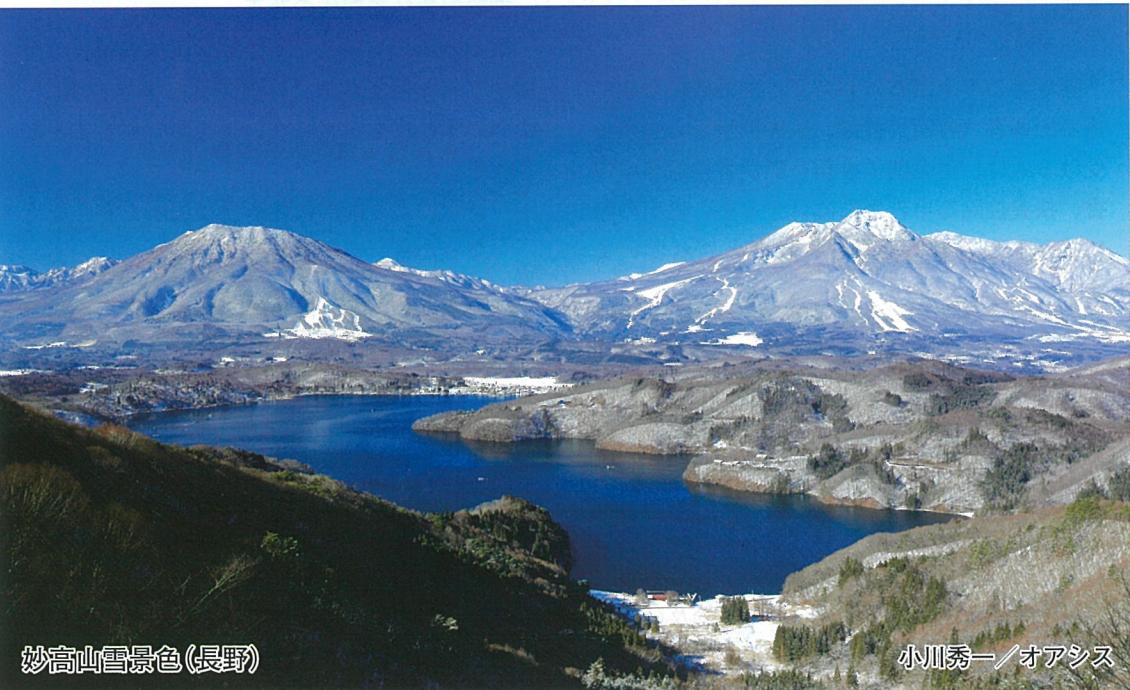
国税庁によると令和元年度末の国税の滞納残高は、7,554億円で前年度末より564億円(6.9%)減少しました。

令和元年度の新規滞納発生額は、5,528億円で前年度より615億円(10.0%)減少しています。

滞納発生割合(新規滞納発生額/徵収決定済額)は、0.9%です。



ヒントヒント



国外居住親族 (非居住者である親族)

□扶養控除等申告書の提出

扶養控除等申告書の提出の際、源泉控除対象配偶者、控除対象扶養親族が、国外居住親族（非居住者である親族）である場合には、親族関係書類を添付するか、提示しなければならないこととされています。

□親族関係書類

親族関係書類とは、①戸籍の附票の写しその他他の国又は地方公共団体が発行した書類及びその国外居住親族の旅券の写し、②外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類で、その国外居住親族の氏名、生年月日及び住所又は居所の記載があるもの（戸籍謄本その他これに類する書類、出生証明書、婚姻証明書など）、のいずれかで、その国外居住親族がその居住者（納税者）の親族であることを証するものをいい、旅券の写しを除いて、書類の原本を提出（提示）する必要があります。

なお、親族関係書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を添付する必要があります。

□年末調整

給与等の年末調整において、国外居住親族に係る配偶者（特別）控除、扶養控除等の適用を受ける人は、送金関係書類を配偶者控除等申告書、扶養控除等申告書に添付するか、提出の際に提示しなければならないこととされています。

□送金関係書類

送金関係書類とは、①金融機関の書類又はその写しで、その金融機関が行う為替取引によりその居住者（納税者）からその国外居住親族に支払をしたことと明らかにする書類、②いわゆるクレジットカード発行会社の書類又はその写しで、そのクレジットカードを提示してその国外居住親族が商品等を購入したこと等及びその商品等の購入等の代金に相当する額をその居住

話のタネ

○富くじ。江戸時代の宝くじ。江戸では將軍様のお膝元でもあり、遠慮して、当選金も百両（1両は約13万円）が普通だった。京・大坂では三百両、五百両、千両もあった。富札は金2朱（約2万円）なので、庶民は割札と言って4人や8人で共同買いした。東寺を例にとると、3万枚発行して当たりくじは1500枚。高額は滅多になく、2倍になる金1分は776本。



者（納税者）から受領したことを明らかにする書類で、その国外居住親族の生活費又は教育費に充てるための支払を、必要な都度、各人に行ったことを明らかにするものをいいます。

なお、送金関係書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を添付する必要があります。

□控除対象扶養親族の改正

扶養控除の対象となる控除対象扶養親族の範囲から、年齢30歳以上70歳未満の非居住者で、次のいずれにも該当しない人を除外することとされました。

- ① 留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者（留学生）
- ② 障害者
- ③ その居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者

そして、①の者については、留学ビザ等相当書類、③の者については、年38万円以上の送金関係書類の提出または提示が求められることになります。

なお、この改正については、令和5年分以後の所得税について適用されます。

給付金等の 税務上の取扱い

コロナ禍の下、法人や個人が受け取る持続化給付金等の収入は、どの様に扱われるかについてまとめてみたいと思います。

1. 法人の場合 法人が受け取る持続化給付金、雇用調整助成金、家賃支援給付金、東京都の感染拡大防止協力金、その他の給付金・補助金等の収入は法人税の課税対象となります。

但し、今後の事業展開によって、事業用資産の取得を支援する目的で国等から支給される補助金の交付を受けるケースもあるかもしれません。この場合、国庫補助金等で取得した固定費等の損金算入の制度適用を検討する必要があります。

一方消費税については、これらの給付金・補助金等は対価性がないので課税対象外となります。

2. 所得税が非課税とされる給付金等 次に例

示される収入は所得税が非課税とされています。
 ①特別定額給付金、②子育て世帯への臨時特別給付金、③通学先から支給される学費を貯うための学資金、④感染症に感染したことによる見舞金、⑤労災保険の休業補償、⑥新型コロナウイルス感染症対応休業支援金、⑦緊急事態宣言中にも事業継続が求められる感染リスクが高い事業に勤務しなければならなかった心身の負担が相当高い従業員に対する事業主からの見舞金。

3. 所得税の課税対象となる給付金等 ①事業所得等対応～持続化給付金、雇用調整助成金、国等が給付する補助金等で、事業用資産の取得を支援する目的で支給されるもの。但し、国庫補助金等の総収入金額不算入の適用を検討する必要も出てきます。なお消費税については、対価性がないので課税対象外となります。②一時所得対応～特別定額給付金以外に自治体が独自に給付する給付金で、地元住民への生活支援のためのもの。通学先から支給される目的を特定していない支援金。③給与所得対応～休業手当、慶弔規定によらない危険手当などの手当。

ナマの税務相談室

Q 令和2年8月9日に死亡した被相続人が契約者・被保険者となっている生命保険契約（死亡保険金6千万円）の受取人が、平成30年に死亡した弟のままになっていました。

弟には配偶者と子が3人います。

この場合の死亡保険金の受取人は弟の法定相続人である妻と子3人の計4人ですが、指定受取人が死亡している場合の法定相続人の受取額は、最高裁平成5年9月7日第3小法判決によれば、各保険金受取人の権利の割合は民法427条により、平等の割合によるものとされているようです。

今回の保険金6千万円は妻が代表して既に受け取っております。

相続人の間では法定相続分で分けようと考えています。法定相続分で受け取った金額で相続税の申告をすると、税務署は、各人が1,500万円を受け取ったものとして相続税の申告を更正し、妻は3人の子からそれぞれ500万円の贈与を受け

死亡保険金と 代償分割

たものとして、1,500万円の贈与税の決定をするのでしょうか。

A 保険事故発生前に死亡保険金の受取人が死亡しており、受取人の再指定が行われていない場合には、その死亡保険金は民法上の相続財産には該当しません。

死亡した保険金受取人の相続人が均等の割合で取得することになります。

それぞれ1,500万円となります。

法定相続分で取得した場合には贈与税の課税問題が生じることになります。

ただし、遺産分割協議において死亡保険金に相当する金銭を代償分割という方法で配偶者が自己の保険金1,500万円のほかに子3人から代償債権として500万円ずつ取得し、子各人は自己の保険金1,500万円を取得したうえで代償債務として各自500万円ずつの債務を負担することにすれば贈与税の課税問題は生じません。

ナマの税務相談室

源泉徴収義務を伴う 物件賃貸借への対応

平成の初期の頃は、源泉徴収への抵抗感がまだあったようで、手取額契約もよく見受けられました。土業においては、源泉徴収をしないように申し入れる猛者もおりました。しかし、平成も終わつた最近では、そういう話は耳にしなくなりました。

ただし、今でも源泉徴収が当り前とはなっていない分野があります。それは、非居住者を相手とする不動産の賃借や購入の場面に於いてです。

特に、賃借の場面です。賃借物件が自己又は親族の居住用の場合は源泉徴収不要ですが、それ以外の駐車場、事務所、店舗等では、20.42%の税率での源泉徴収が必要となります。賃借人は、賃貸人

が非居住者であるかどうかの判断をし、源泉徴収義務を認識しなければならないのですが、賃貸人が日本人の場合、その判断の必要性を認識しにくく、特に賃貸契約継続の途中から非居住者に変わっているような場合には、判断の必要性を認識するのは限りなく困難になります。

賃借人に、賃貸人の居住者・非居住者該当判断の調査ないし確認の義務を課す明文規定はありません。それに、居住者・非居住者該当判断は、賃貸人本人が一番よく知るところであるにも拘わらず、制裁リスクを負うのは、国税の徴収事務を代行させられる賃借人のみというのは不合理な話もあります。

実際、非居住者の賃貸人がきちんと確定申告をしている場合には、国税収入についての確保漏れが起きているわけではないので、当局もあまり煩い対応をしようとしてなさそうです。毎月の納付額に係る不納付加算税も5000円未満切捨てなので、月25万円未満の賃料ではペナルティーは発生しません。不動産業者の多くのホームページでは、源泉徴収義務があるのは、法人が賃借する場合だけで、個人賃借人にはそれはない、とさえしています。

なお、賃貸契約時に、賃貸人が非居住者なので源泉徴収義務があることを告げるとすると、煩わしさのある物件として市場的に敬遠されること必定でしょうから、賃貸人としては、できれば納税管理人を立てて源泉徴収免除証明書を税務署から取得するのがベターな策かと思われます。

大雪7日、冬至21日のみぞ虚子

世界が変わりました。
政治も変わりました。
経済も変わりました。
そして、感謝の気持ち。
変わらぬもの。周りに対
しての心配り、思いやり。
そして、感謝の気持ち。
「年は唯々として行く

「行く年や落葉にまじる
うすみどり 鴻司」
多難の令和2年も静かに
終わろうとしています。
生活が変わりました。



アイデアが重要なのではない。
一つのアイデアをどうやって、
具体的にしていくかが重要だ。

(井深
大)

12月の税務メモ

(国 税)

- 11月分源泉所得税の納付（特例適用者を除く）
- 10月決算法人の確定申告
- 3年4月決算法人の中間（予定）申告
- 給与所得者の年末調整等源泉徴収事務

(地方税)

- | | |
|--|--|
| 10日
(翌年)
1月4日
<small>（本年最終の給与支払日まで）
地方条例による</small> | ○11月分個人住民税特別徴収分の納付
(特例適用者は6か月分)
○10月決算法人の確定申告
○3年4月決算法人の中間（予定）申告
○固定資産税、都市計画税の納付 |
|--|--|

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。